【保育必要量の認定表】

保護者の状況等		標準時間認定	短時間認定	提出書類
就労	勤務	1 か月当たり 120 時間以上の就労	1か月当たり60時間以上 120時間未満の就労	就労証明書
	自営業等	1 か月当たり 120 時間以上の就労	1 か月当たり 60 時間以上 120 時間未満の就労	就労証明書 ※確定申告の写しなど
出産		産前2か月・産後3か月以内		保育が必要な事項の申立 書兼証明書 ※母子健康手帳の写し
疾病等	入院等	1か月以上を要する者または入院中の者	書	保育が必要な事項の申立 書兼証明書 (医療機関の証明)
	通院	1 か月以上の病気で週3日以上の 通院が必要な者		
	病臥	居宅で床に就いていることが状態 の者		
	精神性	精神疾患により育児能力がないと 認められる者		
	身体障害者	障害者手帳1~2級の交付を受け ている者又は同等の障害者で保育 が困難な者		
看護・介護	病院等付添	1か月当たり 120 時間以上の付添 いを行う者	身内の者が入院中で週3日 以上の付添っている者	
	自宅内介護	1か月当たり 120 時間以上の介護 を行う者	自宅内に介護を必要とする者が いる者	
災害復旧		震災、風水害などにより自宅やそ の他の災害復旧にあたっている者		保育が必要な事項の申立 書兼証明書
求職活動	内定・求職中		3か月以内に就労できる状態に ある者	保育が必要な事項の申立 書兼証明書 ※ハローワークの登録証 の写しなど
	起業準備中	1週間当たり 30 時間以上業務に 従事している者	1 週間あたり 15 時間以上業務に 従事している者	保育が必要な事項の申立 書兼証明書
就学	大学等に就学	就学している者	希望する者	保育が必要な事項の申立 書兼証明書 ※在学証明書の写しなど
育児休業中の継続利用		育児休業取得時に、既に保育所を 利用している者	希望する者	就労証明書